

Tax Analysis

中国税務

増値税改革－金融サービス編

Authors:

Beijing

Natalie Yu, Partner
Tel: +86 10 8520 7567
Email: natyu@deloitte.com.cn

Shanghai

Justin Zhu, Partner
Tel: +86 21 6141 1139
Email: juszhu@deloitte.com.cn

Candy Tang, Director

Tel: +86 21 6141 1081
Email: catang@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

Indirect Tax Services

National Leader

Hong Kong

Sarah Chin, Partner
Tel: +852 2852 6440
Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern Region

Beijing

Yi Zhou, Partner
Tel: +86 10 8520 7512
Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern Region

Shanghai

Li Qun Gao, Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern Region

Guangzhou

Janet Zhang, Partner
Tel: +86 20 2831 1212
Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western Region

Chongqing

Frank Tang, Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

2016年3月24日、財政部および国家税務総局はウェブサイト上で「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」（財税[2016]36号）（以下、36号通達）を公布した。当該通達は、2016年5月1日から営業税に代えて増値税を徴収する試験（以下、増値税改革試験）の対象となる建築業、不動産業、金融業および生活サービス業に係る具体的な取扱いを明らかにするとともに、交通運輸業、現代的サービス業、郵便および電信業に係る現行の増値税の取扱いに変更を加えるものである。Tax Analysis P232およびP233では、36号通達の全体的な内容および不動産業の観点から増値税改革試験の政策について解説したが、本Tax Analysisでは、金融サービス業に関する増値税改革試験の政策および当該業種に対する影響について分析する。

36号通達における金融サービス業に対する政策の要点

課税範囲

36号通達に基づき、金融サービス業は増値税改革試験の対象となる。適用税率は6%であるが、小規模納税者には3%の徴収率が適用される。36号通達という金融サービスとは、金融・保険の業務活動を指す。課税対象項目の分類上は、貸付サービス、直接チャージ金融サービス、保険サービスおよび金融商品の譲渡が含まれる。それぞれの範囲は以下のとおりである。

金融サービスの類型	課税範囲の注釈
貸付サービス	<p>貸付とは、資金を他人の使用のために貸与し、利息収入を取得する業務活動を指す。各種の資金の占用、融通により取得する収入はすべてこの課税対象項目の範囲に属する。これには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">金融商品の保有期間（期限到来を含む）の利息（元本保証収益、報酬、資金占用費、補償金等）収入クレジットカードの貸越利息収入売戻し条件付き買入れ金融商品の利息収入信用取引で得た利息収入セール・アンド・リースバック、荷為替、延滞利息、手形割引、転貸等の取引により取得した利息および利息性質の収入通貨資金を投資して得た固定利益あるいは最低保証利益 <p>“セール・アンド・リースバック”とは、借り手が資金調達を目的として、セール・アンド・リースバックの業務に従事する企業に資産を売却した後、当該企業が当該資産を借り手にリースする業務活動を指す。但し、納税者が2016年4月30日以前に締結した有形動産のセール・アンド・リースバック契約に基づき、契約期限の到来前に提供するセール・アンド・リースバックについては、引き続き（現代的サービスの中の）有形動産のファイナンスリースサービスとして増値税を納付する。</p>

Global Financial Services Industry
Tax Service National Leader
Hong Kong

Patrick Yip, Partner
Tel: +852 2852 1618
Email: patyip@deloitte.com.hk

Northern Region
Beijing

Natalie Yu, Partner
Tel: +86 10 8520 7567
Email: natyu@deloitte.com.cn

Angela Zhang, Partner
Tel: +86 10 8520 7526
Email: angelazhang@deloitte.com.cn

Eastern Region
Shanghai

Johnny Foun, Partner
Tel: +86 21 6141 1032
Email: jfoun@deloitte.com.cn

Justin Zhu, Partner
Tel: +86 21 6141 1139
Email: juszhu@deloitte.com.cn

Southern Region
Hong Kong

Davy Yun, Partner
Tel: +852 2852 6538
Email: dyun@deloitte.com.hk

金融サービスの種類		課税範囲の注釈
直接チャージ金融サービス	直接チャージ金融サービスとは、通貨資金の融通およびその他の金融業務のために関連のサービスを提供し、且つ費用を受領する業務活動を指す。これには、通貨の両替、口座管理、電子銀行、クレジットカード、信用状、財務保証、資産管理、信託管理、ファンド管理、金融取引場所（プラットフォーム）の管理、資金決済、資金清算、金融支払等のサービスの提供が含まれる。	
保険サービス	保険サービスとは、被保険者が契約の約定に基づいて保険者に保険料を支払い、保険者は契約で約定する発生する可能性のある事故について、その発生により生じた財産損失に対して保険金を支払う責任を負うか、あるいは被保険者が死亡、障害、疾病または契約に約定する年齢、期限に達する等の条件を満たした時に保険金を給付する責任を負う商業保険行為を指す。これには、人身保険サービスと財産保険サービスが含まれる。	
金融商品の譲渡	金融商品の譲渡とは、外貨、有価証券、商品以外の先物およびその他の金融商品の所有権を譲渡する業務活動を指す。そのうち、その他の金融商品の譲渡には、ファンド、信託、理財商品等の各種の資産管理商品および各種の金融デリバティブの譲渡が含まれる。	

売上額

貸付サービス

- 一般貸付サービス：貸付サービスを提供して取得したすべての利息および利息性質の収入を（課税標準となる）売上額とする。
- セール・アンド・リースバック：
 - 人民銀行、銀行業監督管理委員会あるいは商務部の認可を得てファイナンスリースに従事する納税者：すべての代金および代金以外の費用（元金を含まない）から、対外的に支払った借入利息（外貨借入金および人民元借入金の利息を含む）、債券利息を控除した後の残額を売上額とする。
 - 商務部の授権した省レベルの商務主管部門および国家経済技術開発区の認可を得てファイナンスリースに従事する納税者：
 - 2016年5月1日以降の実際払込資本金が1.7億元に達する場合：基準に達した当月から、上述した規定に従って売上額を計算する（すなわち、対外的に支払った借入利息および債券利息を控除することができる）。
 - 2016年5月1日以降の実際払込資本金は1.7億元に満たないが、登録資本金は1.7億元に達する場合：2016年7月31日までは上述した規定に従って売上額を計算することができるが、8月1日以降の業務については、上述した規定を適用することはできない（すなわち、関連の項目を控除することはできない）。

直接チャージ金融サービス

当該サービスを提供して受領した手数料、コミッション、報酬、管理費、サービス費、取引手数料、口座開設費、名義書換料、決済費、信託移管料等の各種の費用を売上額とする。

金融商品の譲渡

売却価格から購入価格を控除した後の残額を売上額とする。そのうち、購入価

格は加重平均法あるいは移動平均法のいずれかを選択して計算することができる。但し、計算方法を選択した後、36か月間は変更することができない。

金融商品の譲渡によりプラスとマイナスの差額が生じた場合は、それらを相殺した後の残額を売上額とする。相殺後にマイナスとなる場合は、翌納税期に繰り越し、翌期の金融商品の譲渡による売上額と相殺することができる。但し、年末においてなおマイナスとなる場合、それを翌会計年度に繰り越すことはできない。

増値税の課税対象とならない項目

36号通達によれば、金融サービスと関連する以下の収入は増値税の課税対象とならない。

- 預金利息収入
- 被保険者が得る保険金

増値税を免除される項目

36号通達に基づき、金融サービス業に係る一部の収入項目は免税となる。その主なものは以下のとおりである。

金融サービス業に係る増値税の主な免税政策
1. 以下を含む、規定に合致する利息収入 <ul style="list-style-type: none">● 2016年12月31日以前の金融機関による農家少額貸付の利息収入● 国家奨学金貸付の利息収入● 国債、地方政府債の利息収入● 人民銀行の金融機関に対する貸付の利息収入● 統一借入統一返済業務の利息収入。すなわち、企業グループまたは企業グループの中核企業およびグループに属する財務会社が、金融機関に支払う借入利率あるいは債券の表面利率を上回らない利率により、企業グループまたはグループ内の下部組織から受領する利息● 金融業の同業者間取引に係る利息収入<ul style="list-style-type: none">■ 金融機関と人民銀行の間で発生する資金取引■ 銀行内部間取引（すなわち、同一銀行内の異なる本支店間で発生する資金取引）■ 金融機関の間の資金取引（すなわち、人民銀行の認可を得て、全国銀行間取引市場に参入した金融機関の間で、全国統一の同業者間資金融通ネットを通じて行う短期（1年以下）の無保証資金融通行為）■ 金融機関の間で行う手形割引
2. 以下を含む、規定に合致する金融商品の譲渡収入 <ul style="list-style-type: none">● 適格外国機関投資家（QFII）が国内会社に委託し、中国で証券売買業務に従事して取得した収入● 香港市場の投資家（組織と個人を含む）が上海・香港相互株式投資制度により、上海証券取引所に上場するA株を売買して取得した収入● 香港市場の投資家（組織と個人を含む）がファンド相互承認制度により、内地の投資ファンドのユニットを売買して取得した収入● 証券投資ファンド（クローズエンド型証券投資ファンド、オープンエンド型証券投資ファンド）の管理者がファンドを運用して株式、債券を売買して取得した収入● 個人が金融商品の譲渡業務に従事して取得した収入
3. 保険会社が1年以上の人身保険商品について取得した保険料収入
4. 適格保証機関が中小企業の信用保証あるいは再保証業務に従事して取得した収入
5. 登記を抹消される金融機関が物品、不動産、無形資産、有価証券、手形等の財産をもって債務を返済する場合

その他の重要な政策および徴税管理に関する規定

借入利息支出に係る仕入税額の処理：36号通達の規定によれば、貸付サービスの購入に係る仕入税額は控除することができない。また、納税者が貸付サービスの提供を受け、貸付者に支払った、当該貸付と直接関連する投融资顧問料、手数料、コンサルティング料等の費用についても、その仕入税額を売上税額から控除することはできない。

不良貸付の処理：金融企業が貸付をした後、利息の支払日から90日以内に発生した未収利息は規定に従って増値税を納付しなければならない。利息の支払日から90日を経た後に発生した未収利息は暫定的に増値税を納付せず、実際に利息を受け取った時に増値税を納付する。

クロスボーダーの金融サービス：

- 輸出物品のために提供する保険サービス（輸出品物保険と輸出信用保険を含む）は増値税を免除される。

- 国外組織間の資金融通およびその他の金融業務のために提供する直接チャージ金融サービス（当該サービスが国内の物品、無形資産および不動産と関連しない場合）は増値税が免除される。
- 国外の組織または個人から金融サービスを購入する場合、国内の購入者が増値税を源泉徴収する。国内の購入者は税務機関の発行した税金納付証を取得した後、仕入税額の控除を受けることができる。

納税期限：銀行、財務会社、信託投資会社、信用組合は四半期ごとに増値税を申告、納付する。その他の金融企業（例えば、保険会社、ファンド会社および証券会社等）は、財政部、国家税務総局が別途規定しなければ、原則として月ごとに増値税を申告、納付する。

納税地点：総機構および分支機構が同一の県（市）にない場合、それぞれ所在地の所轄税務機関で申告、納税しなければならない。財政部および国家税務総局またはそれらが授権する財政および税務機関の認可を得て、総機構がその所在地の所轄税務機関で、一括して申告、納税することもできる。

コメント

政策の全体的な特徴

1994年以降、金融サービス業には営業税が課されてきた。金融サービス業の業務は複雑であり、当該業種特有の特徴を有していることから、どのようにして増値税へのスムーズな移行を果たすかが大きな課題であった。全体として見れば、金融サービス業に係る増値税改革試験の政策は次のような特徴を有している。

従来の営業税の優遇政策が基本的に踏襲されている

金融サービス業の税負担を増加させることなく、スムーズな移行を果たすために、金融サービス業に対する営業税の免税政策のほとんどが踏襲され、これまで営業税を免除されていた取引は増値税も免除される（例えば、金融業の同業者間取引に係る利息収入の免税、2016年12月31日以前における農家貸付に係る利息収入の免税、国債および地方政府債に係る利息収入の免税、1年以上の人身保険商品に係る保険料収入の免税等）。

課税対象となるサービスの範囲の明確化

36号通達では、従来の営業税制度の下で定義が曖昧であった課税対象範囲の明確化が図られた。“貸付サービス”を例にとると、業界では“利息収入”の定義について常に論争があり（例えば、債券を期限まで保有して得た利息収入は課税対象となるか否か等）、各地の税務機関の見解も異なっていた。加えて、絶えざる金融革新と新しい金融デリバティブの出現もこの不確定性を高めることになった。36号通達では貸付サービスを、“資金を他人の使用のために貸与し、利息収入を取得する業務活動”と新たに定義し、多くの実務上よく見られる利息収入（政策の要点部分を参照）を列挙して、これらを一律に課税対象となる“利息収入”の範疇に含めている。また、“通貨資金を投資して得た固定利益あるいは最低保証利益”は、貸付サービスとして増値税を納付すべきことも明らかにしている。当該通達では、経済実態の観点から利息収入の解釈を行い、形式の異なるデットファイナンスの下での増値税負担の均衡を図り、税負担の公平性の原則を体現しているといえる。

まだ明確ではない多くの事項がある

金融サービス業の増値税処理について、36号通達では十分明確にされていない事項が多くあり、その明確化が待たれる。例えば、金融商品の譲渡と一般的には増値税の課税対象とならない持分の譲渡をどのように区分するか、各種の金融商品の購入価格をどのように確定するか、金融商品の譲渡に係る税込みまたは税抜きの売上額をどのように確定するか、金融機関の同業者預入はいずれの課税対象項目として分類するか等の問題がある。

各業種に対する影響の分析

銀行業

増値税改革試験の実施後、銀行貸付の利息収入に対しては増値税を納付することになる。前述したとおり、従来の営業税制度の下で、各地の税務機関、納税者の利息収入に対する理解と定義付けには差異が存在していたため、各銀行が営業税を納付する際の“利息収入”の計算基準も一律ではなかった。36号通達において、“利息収入”の具体的な範囲について改めて定義付けがなされたことから、増値税改革試験の実施後は、各銀行の課税対象利息の認定範囲が変わり、実際の税負担にも変化が生じる可能性がある。

免税となる“金融機関の同業者間取引”を例にとると、従来の営業税制度の下でのこの概念に対する理解と実務は一律ではなかった。多くの納税者のこの概念に対する理解は比較的広く、銀行とその他の金融機関（人民銀行以外）の間の（銀行間取引市場を通じない）資金融通取引、売戻し条件付き買入れ取引はいずれも営業税が免除されるものとして処理をしていた。しかし、36号通達では、これらの取引は増値税を免除される“金融機関の同業者間取引”の範囲に含まれていない（具体的な範囲については、政策の要点部分を参照）。買戻し条件付き証券売買等の資金調達コ

ストに係る仕入税額は控除できないことも考慮すると、これらの取引について営業税を免除されていた銀行は、増値税改革試験の実施後に税負担が増加する可能性がある。このほか、36号通達の規定によれば、銀行内部間（すなわち、同一銀行内の異なる本支店間）で発生する資金取引は“金融機関の同業者間取引”の免税範囲に属する。但し、同一銀行内の国内と国外の本支店間で行われる資金取引についても増値税が免除されるか否かに関しては不確定性がある。

実務運用の面に関しては、従来の営業税制度の下で、銀行は通常、顧客が要求する場合等の限られた状況においてのみ増値税専用発票を発行していた。借入利息支出に対応する仕入税額は控除できないため、銀行は増値税改革試験の実施後も、借入人に対しては増値税専用発票を発行しなくてよい可能性がある。しかし、企業顧客と金融同業者が支払う各種の手数料あるいは手数料の性質の費用（貸付サービスと直接関連するものを除く）に対応する仕入税額は控除できることから、多くの企業顧客と金融同業者は銀行に対して増値税（専用）発票を発行するよう求める可能性がある。どのように効率的且つ適切に増値税専用発票を発行し、顧客のニーズに応えるかは、銀行業にとっての大きな課題になると考えられる。

一方で、借入人の観点から見ると、36号通達では、企業の借入利息支出に対応する仕入税額は控除できないと規定していることから、主として借入によって資金調達をしている企業は、増値税改革試験の実施後も資金調達コストを低減させることはできない。借入による資金調達は、増値税に関しては優位性を持たないといえる。

保険業

増値税改革試験の実施後、保険会社は課税対象となる保険料収入、手数料、管理費収入および投資収益（金融商品の保有期間の収益および譲渡収益を含む）に対して、6%の増値税を納付しなければならない。1年以上の人身保険商品に係る保険料収入は、営業税と同様に増値税も免除される。

一方、36号通達では、給付支払に係る仕入税額を控除できるか否かの問題には触れていない。この点について、我々は、保険会社が物品またはサービスを購入する形で給付支払を行い、且つ増値税専用発票を取得できるならば、対応する仕入税額は控除することができると理解している。

全体として、36号通達では、多くの保険業特有の問題について触れていない。例えば、再保険業務の増値税処理、保険会社が給付支払用の物品またはサービスを購入し、実際に給付支払をする際、それがみなし販売となるか否か等である。これらの事項は保険業の税負担およびコンプライアンスコストに大きな影響を与える可能性がある。関連の処理について、今後の規定の公布が待たれる。

その他の金融業（証券会社、資産管理会社、信託投資会社等）

証券会社、資産管理会社、信託投資会社等のほとんどの業務には、6%の増値税が課される。その課税対象項目は主に次のとおりである。コミッションおよび手数料、保管料、投資顧問料、コンサルティング料等の収入は“金融サービス—直接チャージ金融サービス”または“現代的サービス—ビジネスサポートサービス”の中の“仲介代理サービス—金融代理”、信用取引等の資本仲介業務で得た利息収入は“貸付サービス”、自営の証券業務は“金融商品の譲渡”に該当する。このほか、従来から営業税の課税対象範囲をめぐって一定の論争が生じた項目もある。例えば、売戻し条件付き買入れ金融商品の利息収入、債券収入等である。36号通達では、これらが“貸付サービス”の範疇に属することを明らかにしているが、このことは証券会社等の銀行業、保険業以外の金融企業の税負担に影響を与える可能性がある。

証券会社は通常、証券仲介業務において、証券取引所、中国証券登記決済有限公司、中央国債登記決済有限公司等に代わって顧客から手数料を受領する。税収の確保と徴税管理の簡素化の観点から、行政事業性費用に準じて、この手数料を売上額に算入しないことができるか否かが明確ではない。また、その他の金融業に係る営業税の取扱いが、増値税についても同様の取扱いとなるか否かについても、36号通達では明らかにされていない（例えば、証券会社が計上する投資者保護ファンドは売上額から控除できるか否か）。

投資者の観点から見れば、投資者が資産管理会社、証券会社等を通じて金融商品（例えば、資産証券化商品、信託プラン等）を購入し、投資収益（保有期間の投資収益と譲渡収益を含む）を取得した場合の、当該投資収益に係る増値税の取扱いも、現時点では十分明らかではない。

対応策に関するアドバイス

増値税は営業税と仕組みも徴税管理上の要求も大きく異なり、且つ金融業が増値税の対象となる5月1日まであまり時間がないことから、金融企業に対して次のことを提案する。

企業の税負担の変化と内部統制の現状を評価する

36号通達が公布される前に、増値税改革試験の実施が自社の税負担に与える影響を試算し、業務フロー、内部統制お

よびシステムの変更に関する基本的な対応案を策定した金融企業も少なからずある。36号通達の公布を受けて、これらの金融企業は税負担の変化と内部統制の現状を改めて評価し、必要に応じて対応案に変更を加える必要がある。一方、まだ何らの対応もしていない金融企業は、まず財務、税務および内部統制の観点から、増値税改革試験のもたらす影響を評価することが重要になる。

企業の現有システムがコンプライアンスの要求にどの程度応えられるかを理解する

増値税改革試験に対応するために、それぞれ程度は異なるが、大型の金融機関はすでにシステムの改造に着手している。増値税改革試験が実施される前に、金融企業はまず自社の現有システムの点検を行い、そのシステムがどの程度、増値税にかかわるコンプライアンスの要求に応えられるかを理解する必要がある。システムによって増値税申告に必要となるデータを生成できない場合は、企業の関連部門が協働してシステム改善プランを策定し、増値税申告とコンプライアンスのための、増値税への移行期間における手作業リストを作成する。それには、代金と税金の手作業による分離計算、増値税の会計計算と財務諸表データの手作業による調整、増値税発票の手作業による発行等が含まれる。

所轄税務機関の増値税実務の動きを注視する

多くの金融企業（特に全国的な銀行、保険会社等）は拠点が広範囲に分布し、異なる省の管轄区域に属している。よって、実務的な観点からは、総機構あるいは省レベルの一級分支機構が一括して増値税の申告、納付を行うことができるか否かが、金融企業の増値税発票の管理および増値税申告の手續に直接的な影響を与える。36号通達では、総機構と分支機構が同一の省、直轄市、自治区、計画単列市にある場合、省レベルの財政部門および国家税務局の認可を得て、総機構が増値税を一括申告できると規定している。よって、総機構と分支機構が同一の省、市にある金融企業は、一括申告の実行可能性を評価するために、一括申告を申請するための要求事項（申請プロセス、提出資料等を含む）を理解する必要がある。一方、省をまたがって分布する金融企業は、我々の理解によれば、原則として総機構が増値税の一括申告を行うことはできない。このような企業は、総機構が所轄税務機関とコミュニケーションを取り、一括申告の可能性を探るとともに、実務面における具体的な要求事項を理解することが考えられる。

5月1日までに増値税管理制度の基本的な完成を目指す

増値税の（専用）発票の管理、みなし販売、仕入税額控除等に関する規定は、企業の増値税負担に直接的な影響を与え、且つ企業による増値税のコンプライアンス管理も要求される。よって、増値税改革試験による“減税”のメリットを最大限得られるように、金融企業が増値税改革試験の実施までに、自らの財務上、内部統制上の必要も考慮して、業務運営および管理のプロセスをレビューし、増値税発票の管理、仕入税額控除の管理に関する制度を策定するよう努めることを提案する。

増値税改革試験に関する研修を実施する

長い間、金融サービス業が増値税改革試験の対象となる日が待たれていたが、多くの金融企業に残された準備のための時間は非常に限られている。金融企業ができるだけ早く財務と税務の担当者、業務担当者および管理者に対する研修を行い、増値税改革試験の実施後に変更される会計計算に関する要求、および業務と管理のプロセス（契約の締結、取引の相手方に関する情報の収集、仕入の管理、発票の管理等を含むが、これらに限られない）について説明することを提案する。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner

Tel: +86 10 8520 7508

Fax: +86 10 8518 1326

Email: andzhu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Shenzhen

Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113

Fax: +86 755 8246 3222

Email: vicli@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206

Fax: +86 23 6310 6170

Email: ftang@deloitte.com.cn

Jinan

Beth Jiang

Director

Tel: +86 531 8518 1058

Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

Suzhou

Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328

Fax: +86 512 6762 3338

Email: frakxu@deloitte.com.cn
mliang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner

Tel: +86 411 8371 2888

Fax: +86 411 8360 3297

Email: bilbai@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner

Tel: +853 2871 2998

Fax: +853 2871 3033

Email: raytang@deloitte.com.hk

Tianjin

Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680

Fax: +86 22 2320 6699

Email: jassu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner

Tel: +86 20 8396 9228

Fax: +86 20 3888 0121

Email: vicli@deloitte.com.cn

Nanjing

Frank Xu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208

Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618

Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901

Fax: +86 571 2811 1904

Email: qilu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung

Partner

Tel: +86 592 2107 298

Fax: +86 592 2107 259

Email: jjchung@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Fax: +86 21 6335 0003

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner

Tel: +852 2852 6538

Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー

TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター

TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー

TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー

TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー

TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー

TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太
マネジャー

TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー

TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー

TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー

TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維
マネジャー

TEL : +86 21 2316 6687
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー

TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫
マネジャー

TEL : +86 20 2831 1050
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

小川 康弘
シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6446
FAX : +852 2542 4597
Email: yaogawa@deloitte.com.hk

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), and its network of member firms, and their related entities. DTTL and each member firm are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/cn/en/about for a detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte's more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500 companies.

About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 23 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hefei, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

©2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP.